

【第10回児童書出版助成原稿募集Q&A】

【作品について】

- 募集している「児童書」とはどのようなものですか。
→子どものために書かれた本で、乳幼児から中学生ぐらいの読書傾向や読書のレベルにあったものを指しますが、幅広く児童書の評論・研究及び読書指導の実践記録なども含みます。

- 子どものために書かれた本は何でもよいのでしょうか。
→紙芝居、マンガ本、ジョーク集、辞書、百科事典、ノンフィクション、参考書などは除きます。

- 絵本・詩集なども含まれるのでしょうか。
→子どものために書かれたものであれば、絵本・詩集でも構いません。

- 自分のホームページに掲載した作品や、同人誌に掲載した作品を応募してもいいですか。
→既に本として出版されていないものであれば、所定の方法により応募できます。

【応募要項について】

- 友人、親子などの共同執筆でもいいですか。
→構いません。

- 外国語での応募はできますか。
→外国語のみの作品は応募できません。外国語の作品の場合は、日本語訳が書かれたものをご応募ください。

- 別のコンテストに応募していて結果待ちの作品をこちらにも応募していいですか。
→応募時点において出版されていないもので、令和8年3月までに出版予定のものであれば応募できます。

- 1人何編まで応募できますか。
→何編でも応募できます。

- ペンネームで応募できますか。
→ペンネームでも応募できますが、応募用紙には本名の記入が必要です。

- 所定の応募用紙とは何ですか。
→ご住所やお名前などの必要事項をご記入いただく用紙で、原稿に添付して提出をお願いします。応募用紙は、市ホームページからダウンロードをお願いします。

- 私の作品が届いているか確認したいのですが。
→郵送でご応募いただいた場合は、メールか文書でご連絡します。

- 作品中の文章の一部を差し替えて欲しいのですが。
→原稿提出後の作品の差し替えはできません。助成対象として選考後、出版されるまでの間に内容等の変更が生じた場合は、その都度選考委員会において審議します。

- コピーするのを忘れたので、原稿を送り返してください。
→原稿の返却は一切行いません。

- 原稿提出後、連絡先が変わったのですが。
→市文化振興課までご連絡ください。

- 発表の方法は。
→令和7年7月頃（予定）に、助成対象作品の作者の方へお知らせいたします。
また、市ホームページでも発表します。
助成対象作品の作者以外の方への個別の連絡はいたしませんので、ご了承ください。

- 著作権はどうなるのですか。
→出版物自体の著作権は作者に帰属します。

- 完成原稿とは。
→出来上がりの出版物がイメージできるような、出版物としての体裁が保たれた状態の原稿をご提出ください。